

「介護サービス情報の公表制度について」

～平成２２年度情報公表計画の概要など～

1 利用者のための情報の公表制度

(1)介護保険制度の基本理念と情報の公表

- ・「利用者本位」、「利用者による選択」を支援する制度

(2)情報の公表制度と第三者評価制度との関係

- ・情報公表制度と第三者評価制度のスタンスの違い
- ・情報公表、第三者評価、指導監査、それぞれが役割を果たすことでサービスの質の向上が期待される。

2 平成２２年度情報公表計画

(1)報告、調査等の期間

- ・報告期間 平成２２年８月１日～２３年４月２０日
- ・調査期間 平成２２年９月１日～２３年５月３１日

※ただし、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、別途調査計画を策定する。

(2)対象サービス・同類型サービスの組合せ

- ・平成２１年度から認知症対応型共同生活介護等１５サービス（細分ベース）が追加され、本格施行となった。

- ①訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ②訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③訪問看護、介護予防訪問看護、療養通所介護
- ④訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、療養通所介護
- ⑥通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション、療養通所介護
- ⑦特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑧特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑨特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適合高齢者専用賃貸住宅）、介護予防特定施設入居者生活介護（適

合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)

- ⑩福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
 - ⑪小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ⑫認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
 - ⑬居宅介護支援
 - ⑭介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - ⑮介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
 - ⑯介護療養型医療施設、短期入所療養介護（介護療養型医療施設）、介護予防短期入所療養介護（介護療養型医療施設）
- ※介護予防支援、居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）は制度の対象外

(3)外部評価制度と情報公表制度の関係

- ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護については、21年度から外部評価制度と共に情報公表制度の対象となった。
- ・この両制度が義務化された事業所の負担等を考慮して、事業所の希望により両制度の同一日調査を実施している。
- ・22年度計画でも、同一日調査を実施する予定である。

(4)訪問調査体制の効率化・調査方法の簡素化

- ・調査は、一律に調査員2名以上とするのではなく、調査員1名以上とする。
- ・マニュアルや規程の有無の確認については、初年度に「確認のための材料」があると確認されれば、次年度以降はあらためて現物の確認は行なわない。

(5)情報公表手数料

公表手数料	8,000円⇒	8,000円
調査手数料	35,000円⇒	25,000円
合計	43,000円⇒	33,000円

(6)今後のスケジュール（予定）

- ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護について、調査計画策定・・・平成22年10月予定
- ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護について、訪問調査実施・・・平成22年12月～平成23年5月予定

3 来年度以降の情報公表計画

- ・平成21年度に、国の公表システムの配布が大幅に遅れたため、情報公表計画が会計年度を越えてしまい、調査が平成22年6月まで行われることとなった。
- ・このため、平成22年度の情報公表計画では、平成21年度計画から時期

を1ヶ月前倒ししたが、平成23年5月まで平成22年度の調査が行われる。

- ・来年度以降も徐々に計画時期を前倒しし、平成24年度には調査がその年度内に終わるよう調整する方針である。

4 情報公表制度の利活用の促進に向けて

(1)「利活用促進等研究会」報告の概要

- ・平成21年度に、国において「利活用促進等研究会」が開催され、検討結果は研究会報告書としてまとめられた

①現状と課題の把握

研究会において、平成21年12月に利用者・家族及び介護支援専門員に対するアンケート調査を実施。

④制度に関する利用者の認知度、活用率はまだ高いとはいえないこと

⑤介護支援専門員は制度を認知しているが、ケアマネジメントに活用するまでには至っていないこと

⑥「自分が知りたい条件で検索でき、条件を満たした事業所を抽出して表示」などの機能について利用意向が高いこと

⑦簡単な操作で比較しやすく、用語のわかりやすい情報提供のあり方が求められていること

等の現状・課題が把握された。

②利活用促進に向けた取組の方向性

④公表画面について、みやすさ、わかりやすさ、利便性の向上が必要。特に、今後は要約画面を表示することや利用者のユーザビリティに配慮した設計も必要。

⑤条件検索等の利便性を高めるための機能についても検討が求められる。

⑥用語の解説表示等の工夫が求められる。

(2)研究会報告を受けた取組

- ・システム改修についての具体策として、「サマリー版公表画面」の作成や検索機能の強化等を実施する予定。平成22年度中にモデル的に実施し、その検証結果を受けて遅くとも平成23年度には全国展開される見込。